

懲戒処分等を受けた職員の勤勉手当の成績率について

【要旨】

懲戒処分等（停職・減給・戒告処分及び法定外処分である文書訓告及び口頭注意）を受けた職員に対する勤勉手当の成績率については、下記の表に定める割合を上限として、市長が定める率を減じて得た割合を支給する。

【適用】

令和2年11月24日以降の懲戒処分等に対して適用する。

狛江市職員期末手当及び勤勉手当支給要綱の一部を改正する要綱別表第3

職層	減額事由	割合
管理職	停職	100分の75
	減給	100分の50
	戒告	100分の25
	法定外処分：文書訓告	100分の10
	法定外処分：口頭注意	影響なし
一般職	停職	100分の50
	減給	100分の35
	戒告	100分の20
	法定外処分：文書訓告	100分の5
	法定外処分：口頭注意	影響なし

【参考】

令和2年度支給率

【令和2年12月の特例】

区分	6月		12月（特例）			年間合計
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	合計	
部長職	1.00月	1.325月	0.90月	1.325月	2.225月	4.55月
課長職	1.10月	1.225月	1.00月	1.225月	2.225月	4.55月
係長職以下	1.30月	1.025月	1.20月	1.025月	2.225月	4.55月
再任用職員	0.725月	0.50月	0.675月	0.50月	1.175月	2.40月